

公益社団法人大阪市シルバー人材センター

平成27年度事業計画

I 基本方針

わが国の社会経済状況は、昨年4月の消費税率引き上げを契機として景気が減速傾向となったものの、その後の円安基調や株価の上昇、雇用情勢の改善や輸出企業を中心とする生産活動の改善など、景気は緩やかな回復基調にあるとされていますが個人消費は依然として低迷状況にあり、今後の景気減速が懸念され先行きは不透明な状況となっています。

一方、今後ますます少子高齢化の進展が予想され、これまで日本経済や社会保障制度を支えてきたいわゆる「団塊の世代」と呼ばれる世代が順次満65歳に達しており、労働市場から引退して支えられる側になったことから、わが国の労働力人口（15～64歳）の減少が懸念されており、将来の労働力の確保が大きな課題となっています。これまで社会の様々な分野で活躍してきた経験豊富な活動意欲のある高齢者に対して、新たな就業機会を確保し提供することによって、社会を支える側の高齢者を増やしていくことが、持続可能な社会を維持していくうえで重要になってきています。

また、働く意欲のある高齢者がいつまでも健康で働き続けられる社会環境の整備を促進し、高齢者が生きがいを持って社会に参加していくことは、自らの健康維持とともに介護予防の一助になることや社会保障費等の負担軽減にもつながるものと期待されています。

このような状況のもと、本年2月の国会における首相の施政方針演説においてシルバー人材センター事業が取り上げられ、「自主・自立」「共働・共助」の理念をもとに「福祉の受け手」から「社会の担い手」となって地域社会に貢献していくことを目標に事業を推進しているシルバー人材センター事業の果たす役割と期待はますます大きくなっています。

このため、当センターは、公益法人としてより公共性の高い事業の推進を目指して一層の事業の普及啓発に努めるとともに、請負・委任による受託事業や一般労働者派遣事業、有料職業紹介事業など高齢者の多様な就業機会の提供に努め、福祉家事援助サービス、子育て支援事業、訪問介護事業、企画提案事業や地域ニーズ対応事業及びボランティア活動など地域に密着したサービスの充実を図ります。さらに本年度からは企業の人材流出や労働力不足の解消を目指した高齢者活用・現役世代サポート事業の推進に取り組み、更なるシルバー人材センター事業の拡充・推進に努めます。

また、会員の就業については、就業提供の迅速化や会員の技能・スキル向上のための技能講習会や接遇研修会の充実に取り組み、会員の「安全就業」を推進するために安全研修会の充実や安全パトロールを強化して事故防止に努め、さらには会員同士で仕事を分かち合うローテーション就業を徹底して「適正就業」の推進を図るとともに、センターの財政基盤の充実や効率的な事業運営を目指して会員・役職員相互の連携を深め円滑な事業推進に努めます。

II シルバー人材センター事業（公益目的事業）

1. 就業開拓提供事業

高齢者が自らの能力や希望に応じ、一人でも多くの会員の就業機会の確保ができるよう、地方公共団体・企業・事業所・家庭からの就業ニーズの的確な把握に努め、就業開拓や需給調整を図り就業機会の拡大に努める。

- (1) 各事務所に配置している就業分野会開拓推進員による企業訪問を推進し、新たな就業先の開拓を推進する。
- (2) 植木剪定班、毛筆筆耕班、除草グループ等における会員の連携強化を図り、自主的活動を通じて就業先の開拓を推進する。
- (3) 役職員が、地方自治法施行令に規定された「随意契約による役務提供が可能な団体」として、関係団体等への就業開拓を推進する。
- (4) 民間企業の既存の発注先や過去に契約のあった発注先に対して、新たな職種分野の開拓や増員要請などを行い、就業開拓に努める。
- (5) 公共受注の指定管理者や入札の落札業者を訪問し、就業開拓活動を推進する。
- (6) 一般労働者派遣事業の啓発に努め、請負・委任就業になじまない雇用による就業分野の開拓を推進する。
- (7) 職業紹介事業を推進し、新たな就業分野の開拓に努める。
- (8) 会員相互によるローテーション就業の推進によりワークシェアリングの拡大に努め、より多くの会員への就業機会の提供を図る。
- (9) 就業会員意見交換会を開催し、就業会員の経験や意見を基に就業開拓に努める。

2. 普及啓発事業

シルバー人材センター事業の充実・発展を目指し、市内全域で効率的かつ効果的な普及啓発活動を推進するため、公共機関窓口や各種のイベント、マスメディアなどを活用して普及啓発活動を推進する。

- (1) ハローワーク、区役所・保健福祉センター・図書館などの公共機関窓口等へのパンフレットやチラシの常置を依頼して普及啓発活動に努め、新たな会員の入会促進や就業開拓を推進する。
- (2) 毎年10月の普及啓発月間における普及啓発の一環として各区が行う区民まつり等のイベントに参加し、センター事業の普及啓発に努めるとともに、新たな会員の入会促進及び就業開拓を推進する。
- (3) 図書館などの公共施設や各種イベントにおいて、センター会員の作品展などを開催して、センター事業の普及啓発を推進する。
- (4) センターのホームページのリニューアルなど掲載内容の充実に努め、更なる普及啓発を推進する。
- (5) 市内各戸を対象とした、会員自らによる啓発パンフレットの配布を行い、入会促

進及び就業開拓に努め、センター事業の普及啓発を推進する。

- (6) 大シ協や他都市シルバー人材センターと連携し普及啓発を推進する。
- (7) 事務所単位でのボランティア活動を実施し、地域に密着した公共性の高い団体として普及啓発を推進する。
- (8) センター機関誌「シルバーみおつくし」を発行し、公共機関や会員に配布するなど普及啓発を行う。

3. 企画提案事業・地域ニーズ対応事業及び独自事業

社会における『教育』『子育て』『介護』『環境』の重点分野の需要や地域社会のニーズに対して、大阪市等の地方自治体が策定する計画に沿って、高齢者が支えられる側から地域の担い手として、センター会員の経験や技能などを活かした事業を企画・提案するとともにセンター事業の普及啓発と各種講座の開催や就業機会の確保に努める。

- (1) 高齢者世帯を対象に電球や水道パッキンの取り替え、家具等の移動などの短時間の仕事をワンコインで請負う事業を行い、高齢者世帯の生活支援事業を推進する。
- (2) 介護保険の制度改正により、介護保険の対象とならない高齢者に対して福祉・家事援助サービスを提供する体制を拡充し、高齢者が可能な限り自立した生活が送れるサービスの提供を目指す。
- (3) 市内の居宅介護支援事業所や病院を訪問し、日常生活で困っている高齢者に対して支援を行うため、高齢者のニーズを調査し通院等の介助や付添いなどを的確に対応するため事業を推進する。
- (4) パソコンを所有しているものの思うような操作が困難な高齢者、またパソコン教室に通えない高齢者等を対象にパソコン操作に精通した会員が地域の高齢者の自宅を訪問して、マン・ツー・マンにより習熟度に応じて指導する事業を推進する。
- (5) 市内の老人ホームや高齢者施設などの事業所の協力を得て、家庭・施設での通所の手伝いや話し相手、部屋の片づけなど地域の高齢者の支援を実施する。
- (6) 高齢者及び介護家庭を対象とした、軽微な住宅の補修・外出の際のサポート・庭の整理作業などの利用者の身の回りサポートを行うとともに、高齢者福祉介護サービス講座を開催し、高齢者福祉サービス提供会員を養成する。
- (7) 福祉施設の車両等の送迎者を養成するため、高齢者運転講習会や福祉車両安全講習会を開催し、送迎事業の拡大に努めるとともに就業機会の拡大を推進する。
- (8) 利用者の希望に応じて定期的に一人暮らしの高齢者を訪問し、安否確認を実施するとともに家庭内の掃除・ゴミ出しや話し相手などのサービスを推進し、地域の高齢者とのコミュニケーションの拡大を図る。
- (9) 子育て世帯を対象とした育児指導や育児支援サービスを充実するため、家庭育児支援サービスへの従事を希望する会員を対象とした子育て支援講座を開催し、育児指導・家庭育児支援サービス提供会員を養成する。

- (10) 独自事業である阿波座センタービル地下駐車場の管理運営について、収支改善に努める。

4. 高齢者活用・現役世代サポート事業

少子高齢化が進行し労働力不足が問題となるなか、経済の活力を維持していくためには、女性の社会進出を促し、女性を含めた働く現役世代の雇用環境を向上することにより、企業の人材流出や労働力不足を解消していくことが重要となってきている。

今般、国の補助事業としての「地域人づくり事業」が終了し、慢性的な人手不足の解消や女性の社会進出を促すため「高齢者活用・現役世代サポート事業」が新たに認められたことから、現役世代が安心して働けるよう下支えをする取り組みを推進する。

- (1) 育児支援や介護補助などの人材不足分野や小売・流通業などで人手不足が見込まれる企業などを中心に一般労働者派遣事業の就業開拓を推進し、事業の普及啓発を図る。
- (2) 高齢者活用・現役世代サポート事業を推進するために「高齢者活用・現役世代サポート事業コーディネーター」を各事務所に配置する。
- (3) 今後、受注が見込まれる請負・委任就業になじまない職域の調査・研究をすすめ、一般労働者派遣事業の普及啓発と会員の就業機会の開拓に努める。
- (4) パンフレットの配布や地域のイベント等への参加など、一般労働者派遣事業の広報に努め、事業の普及啓発と就業会員の確保及び会員の就業機会の拡大に努める。
- (5) 技術や技能が必要な人材不足分野などの職種に対応できる会員を養成するための研修会を開催し、会員の技術・技能の向上と就業会員の拡大に努める。

5. 研修・講習会事業

会員の就業機会の拡大を図るためには会員一人ひとりの技能の向上・習得や資質の向上が不可欠であるため、就業に結びつけるための研修会や講習会を開催する。

- (1) センター会員の資質の向上と良質なサービスの提供を図るため、就業会員を優先対象として「個人情報の保護」「人権擁護」「接遇」を包括した「就業会員研修会」を開催する。
- (2) 植木剪定班や毛筆筆耕班、除草グループによる職群班員の技術向上を目的とする講習会・勉強会の開催及び講習会の充実を図る。
- (3) 高齢者福祉介護サービス講座、子育て支援講座、パソコン講習会など、より市民生活に密着したさまざまなサービスに携わる就業会員の養成に向けた講習会を開催する。
- (4) 発注依頼の多い職種を中心に、会員一人ひとりの技能の習得や資質の向上を目指し、また、会員加入を目的とした市民が参加できる講習会の整備を図る。

6. 相談事業

センター事業の持続的な成長のために、センター事業の理念に賛同する働く意欲と豊富な知識や技能を持った会員の確保に努める。

- (1) 入会希望者や市民にセンター事業のしくみや事業趣旨を正しく理解してもらうため各事務所窓口において相談業務を行うとともに入会説明会を開催して、会員の加入促進を図る。
- (2) ハローワーク、市役所・区役所などの関係機関との連携を強化し、会員加入の勸奨チラシの常置を通じて、加入促進を図る。
- (3) 会員による市内各戸の家庭や事業所などへの入会勸奨チラシの配布を通じて、会員加入の促進を図る。
- (4) 行政機関等との連携を深めて情報を収集し、研修会・講習会などあらゆる機会を通じて情報を提供する。
- (5) 全シ協ホームページの就業支援システム「シルバーしごとネット」や他都市シルバー人材センターのホームページと連携し、センター事業の情報提供を行う。

7. 安全・適正就業推進事業

会員の就業中や就業途上における事故防止を図るため、安全委員会活動の充実による意識啓発を図るとともに、ローテーション就業によるワークシェアリングの推進、一般労働者派遣事業の推進による適正就業の推進に努める。

- (1) 安全委員会が策定した安全就業推進実施計画に基づき、安全パトロールや就業会員を優先対象とした安全研修会を開催し、事故防止のための安全就業啓発活動を推進する。
- (2) 「反射会員証ケース」、「安全就業啓発ワッペン」、「センター反射腕章」などの就業時の着装を奨励し、就業会員の安全就業意識の啓発に努める。
- (3) 就業中や途上事故の防止のために、就業会員を対象として、警察及び関係団体等の協力を得て「交通安全・健康管理研修会」を開催し、交通事故の防止及び健康管理の啓発に努める。
- (4) 高齢者の自転車事故による死亡事故が増加していることから「高齢者用の自転車ヘルメット(エルダー・ヘルメット)」の奨励及び普及啓発に努め、重篤事故の防止に努める。
- (5) 近年、自転車乗車中の交通事故により高額な賠償を求められるケースが増えてきていることから、就業途上での万一の賠償事故に対応した保険加入を奨励する。
- (6) 入会説明会や就業提供時において「会員のてびき」「安全就業チラシ」などの配布を通じて、安全就業の意識啓発に努める。
- (7) 事故発生情報や健康管理に関する情報をセンター機関誌に掲載するとともに、各種講習会や事務所受付において情報提供し、会員の安全意識の向上を図る。

- (8) センターの安全就業の標語「元気に出かけて 笑顔で帰ろう いつも心に安全意識」を活用し、あらゆる機会を通じて安全就業意識の啓発を図る。
- (9) 契約先の就業内容の再点検を実施し、安全・適正就業の推進に努める。

8. 訪問介護事業

訪問介護・介護予防訪問介護事業をさらに充実し、会員の就業機会の拡大と市民生活サービスの拡充に努める。

- (1) 訪問介護事業をより多くの市民に認知してもらうために訪問介護事業所チラシ及び訪問介護員募集のチラシ配布などを通じて、訪問介護事業の普及啓発に努める。
- (2) 訪問介護サービスの質を向上させるため、訪問介護員を対象とした研修会及びヘルパー会議の充実を図る。
- (3) 訪問介護事業の拡大を目指し、地域包括支援センターや居宅サービス事業者などの保健医療・福祉サービス提供者との連携を図り利用者の確保に努める。

9. 職業紹介事業

雇用による就業を希望する高齢者に対して相談業務の充実を図り、有料による職業紹介事業を推進する。

- (1) ハローワークをはじめとする職業相談・紹介機関との連携を深めるとともに、府・市が共催するハローステップ就職応援プラザ等に参加し職業紹介事業の推進に努める。
- (2) センター事務所窓口の相談体制を拡充し、職業紹介事業を推進する。

10. 一般労働者派遣事業

請負・委任による就業になじまない受注については、一般労働者派遣事業による就業を提供するとともに、高齢者活用・現役世代サポート事業を推進し、派遣事業の拡大と適正就業の推進を図る。

Ⅲ 管理部門

1. 会員拡大

定年延長や継続雇用の拡大などの労働雇用環境の変化に伴い会員数が伸び悩み傾向にあるものの、いわゆる団塊の世代が満65歳に達し高齢者人口の絶対数が増加していることから、センター事業のPRや普及啓発に努め会員の拡大を図る。

	平成25年度末	10,373人
会員数	平成26年度末	10,283人
	平成27年度末(予定)	11,000人

2. 組織体制の充実強化

- (1) 公益社団法人として、適正かつ厳格な事業運営が求められているため、一層の組織体制の充実に取り組む。
- (2) 会員による自主的な活動を促進するため職群班の拡充及び地域班活動の基盤整備に努める。
- (3) 就業提供の迅速化や的確な情報管理のために業務管理システムの運用体制の整備を図る。
- (4) 災害時等に対応するための事業継続体制の整備について検討を進める。

3. 財政基盤の拡充

- (1) センター事業の永続的な運営体制の確立には財政基盤の安定が必要であるため、受注拡大に伴う事務費収入の拡大と財政規律の遵守に努めるとともに財政基盤の安定化を図る。
- (2) 会員自らによる就業開拓をさらに進めて契約額の拡大に努めるとともに、契約金の回収期間の短縮や未収金の防止に努め、資金回転の改善に努める。
- (3) 消費税率の改定に伴う増税や最低賃金の引き上げなどに伴う受注件数の減など、より、厳正な財政運営が求められていることから、経費の節減及び一層の予算の効率的な執行に努め、財政の健全化を図る。
- (4) 賛助会員の募集に努め、賛助会費の獲得に努める。